

伝統的建造物群保存地区修理、修景事業希望届 提出前チェックリスト

No.	チェック項目	チェック欄
1	希望届の作成前に市担当課に相談されましたか。 また、「伝統的建造物群保存地区修理、修景事業の心得」を確認し、了解していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	提出日は募集期間内の日付になっていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	住所、氏名、連絡先を記入していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	届出者は希望物件の所有者ですか。 異なる場合、物件所有者及び管理者の同意書を添付していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	「私は、 年度において」の空欄に年度を記入していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	物件情報（物件名、物件所在地、建築年代、物件種別、設計士、現在の状況、希望する工事内容）を記入していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7	指名できる設計士は、①設計を専業としている、②兵庫県ヘリテージマネージャー養成講座等、歴史的建造物の修理に係る講座を受講し、修了している③他市町村で指名停止処分等の行政処分を受けていないの全てを満たすことを要件としています。 指名予定の設計士はこれら全てを満たしていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8	当事業について、国・県の採択枠があるため、希望届の提出は事業実施を確約するものではない点を確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9	上位物件の種別によって、国・県の採択枠に対し補助枠の空きが発生した場合、満額ではなく、空き枠の範囲内での補助を申し込むことができます。 希望の有無の欄にチェックを入れていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10	希望届の提出及び作成について、親族や関係者の方に相談し、了解を得ていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

たつの市長 様

上記について、記入内容に相違はありません。

年 月 日

氏名 _____

伝統的建造物群保存地区修理、修景事業の心得

～届出前に知っておきたい修理、修景のキホン～

そもそも「伝建修理、修景事業」って何？

龍野伝建地区内の物件を各基準に基づいて修理修景する場合、その費用の一部を補助する事業です。

龍野の町並みの特性を維持した外観に復原・改修することで町並みを保存するとともに、所有者が生活の場として住み継いでいける環境を整えることが目的です。

物件の種類によって、補助対象経費や補助率、補助限度額が変わります。詳しくは以下の表をご覧ください。



○修理、修景事業区分表

事業の種類	補助対象経費		補助率	補助限度額
伝統的建造物 (特定物件) の修理	建築物 (主屋、土蔵、納屋等)	特定物件（伝統的建造物のうち、保存に同意されている建物）の外観を修理基準に基づいて修理するために必要な経費	80%	800万円
	工作物 (門・塀等)			300万円
伝統的建造物 (特定物件) 以外の建築物 等の修景	建築物	上記以外の既存物件、新築物件の外観を修景基準に基づいて修景するために必要な経費	60%	600万円
	工作物			200万円

※伝統的建造物…18世紀半ばから昭和20年までに建築された物件（建築物、工作物）

※特定物件……伝統的建造物のうち、所有者が保存に同意した物件。除却不可。

「修理」と「修景」の違い

- 修理…建築当初、または基準とする時代への復原が大原則。ただし、改修の履歴や今後の活用方法等によってはその限りではありません。
- 修景…龍野の町並みの特性を維持した意匠に整えるもの。部位ごとの細かい基準は「たつの市龍野伝統的建造物群保存地区修景ガイドライン」で紹介しています。

よくある質問 Q&A

1. 伝建事業の費用はどのくらいかかりますか。

→伝建事業は伝統的な素材（瓦、漆喰、焼杉板等）や工法にする必要があるほか、設計士への設計監理費も必要になるため、一般的なりフォーム工事や新築工事より総工費が高くなります。特定物件（建築物）を修理する場合、1,000万円以上の事業費で800万円補助ですが、それは200万円で修理できるという話ではありません。

2. 設計費や工事監理費はなぜ必要なのですか。

→伝建事業は文化財保護を目的とした国庫補助事業なので、中立的な立場で設計監理する人が必要です。そのため、市では①必ず設計を専門とする設計士が設計監理すること、②兵庫県ヘリテージマネージャー養成講座修了者かこれに類する資格を持つことを条件としています。ただし、施工業者の決定は、指名競争入札以外の制限はありません。

3. 希望届を提出した後、いつ頃に補助金が交付されますか。

→伝建事業は国・県の採択枠があるため、希望届の提出すれば必ず補助が出る訳ではありません。あらかじめご了承ください。提出後のスケジュールは以下のとおりです。

